

# 地主的土地所有の空間的展開と明治地方自治制

— 福岡県浮羽郡を事例として —

山 崎 孝 史

【要約】 明治地方自治制の成立過程に関する研究は従来数多くなされてきた。しかし、地理学の分野においては市制・町村制に立つ町村合併を扱ったもの以外見るべきものはない。近年、地方自治制の成立以後の実態的運営に関する研究が批判的かつ実証的に展開されつつある。本稿はこうした研究動向をふまえ、福岡県浮羽郡を事例として明治二〇年代以降の地主的土地所有の空間的展開と地方自治制との関係について考察する。まず、地方自治制成立以後も動態的に展開する土地所有関係が、浮羽郡の地主制の空間的特徴を把握する。その結果をもとに、町村の領域を越えて広がる土地所有関係が、町村の行財政機能に影響していた事実を指摘する。さらに、参政権規定の検討をもとに地方議會議員の選出に見られる地域的な偏倚と、議員の経歴に見られる地域経済との関係を示す。以上の分析を通して、明治地方自治制下における地主制と政治・行政的な町村間格差との相互関係を明らかにする。

史林 七六卷二号 一九九三年三月

## 一 本研究の目的

明治二十一年に全国的に実施された町村合併は、翌二十二年の市制・町村制、とりわけ町村制公布に先駆けて、近代的地方自治を担うに足る財政力強固な新しい町村を創設しようとする政策であった。この明治地方自治制の成立過程と町村合併の関係については、地理学をはじめとする社会科学の諸分野で数多くの研究がなされている。<sup>①</sup> そうした研究を通して確認される「通説的」見解は大石嘉一郎による次の所説によって要約されるであろう。即ち、明治地方自治制の成立基盤は

「寄生地主」商人資本と半封建的零細耕作農民「家内手工業者との収取関係を主軸とする経済構造」にあるとされ、新しい行政村存立の基盤は「所有と経営との分離を基礎とし、もっぱら所有の線に沿った地主的土地所有の集積拡大によって形成された、旧村の規模を超えた経済圏・支配圏」にあるとされる。つまり、この見解は土地所有の空間的拡大と寄生化という地主—小作関係の空間の様相を町村領域の拡大と関連づけたものであり、一九六〇年代に大石自身をはじめ何人かの研究者によって実証的に論じられてきた。<sup>④</sup>

しかし、近年大石の所説に対しいくつかの疑義が提示されている。中村政則は、全国的な地主制の構成を検討し、大石の寄生地主（商人資本）の規定は山県有朋らが期待した地方名望家概念を狭く捉え過ぎているとする。石川一三夫は町村制以後の町村長の在職期間を三つの県で比較し、地主層の寄生化率が低い県ほど町村長の在職期間が長く、自治の頂点がり安定していたと通説とは逆の様相が見られることを指摘している。<sup>⑤</sup>あるいは稲田陽一は、地主の経済的支配が旧村を越えて拡大したとしても、政治的支配圏は在村地主との関係から旧村に留まらざるを得ないとしている。<sup>⑥</sup>また大石自身も最近になって、地方自治制と寄生地主制との対応関係についての立論がたぶん理想的であったと自己批判している。<sup>⑦</sup>つまり、一九六〇年代の研究には、地方自治制の想定した社会が実態を反映しているという暗黙の前提があったように思われる。

このように大石が規定した明治地方自治制「寄生地主制、明治行政村」地主の経済圏・支配圏という、政治構造と社会経済構造との整合的な図式は再検討される必要があるだろう。これに対して、賀川隆行や佐々木豊は、明治行政村の成立以降も地主—小作関係が町村の領域を越えて拡がり、町村間での土地所有の出入関係が農家の経済基盤、延ては町村財政の基盤を弱体化させていたことを指摘している。彼らの指摘は町村制の成立基盤とされる地主制が、町村制施行以降のそれ自体の進展の結果として、町村の自治に脅威を与えるという「矛盾」の存在に言及したものである。土地売買の自由化をはじめとする明治政府の土地政策によって、土地所有関係は広域的に展開していくのに対し、固定化された行政村の領域にはそれを抑止する機能は付与されていない。つまり、流動的な土地所有関係と固定的な行政村の領域とは本来非整合

的な関係にあるといつてよからう。仮に町村合併が両者の整合化という機能を持っていたとしても、明治一四年の松方デフレ以来急速に展開する農民層分解のもとでは、整合的な関係は一時的なものであったと考えるのが妥当であろう。

地理学の分野において、行政領域とそこに包摂される住民集団の社会経済的構造との関係は主要な研究テーマであったが、後者に対して前者が整合的に再編成されるか否かがもっぱら注目されてきたといつてよい。また、この種の研究の視点は、成立した新しい行政領域で展開する自治行政に対しほとんど向けられていなかった<sup>⑩</sup>。

そこで本稿は、経済構造の動態的な変化と政治構造との関係を、前提としての経済―法制度―適用の実態<sup>⑪</sup>という連関の中で捉えることが重要であると考え、福岡県浮羽郡における明治行政村成立以後の地主的土地所有の空間的展開の実態と背景を検討した上で、それが郡内町村の行政機能および郡内の政治構造に如何なる影響を及ぼしたかを考察する。なお、本稿でいう「地主的土地所有」とは不在地主による寄生的土地所有を含蓄している。また「空間的展開」とは特に町村の領域を越えて所有される土地の消長を意味する。

- ① 社会科学の諸分野での研究は本稿中で適宜引用していくが、地理学に関するこの分野の最も包括的な研究は井戸庄三によってなされている。例えば、「滋賀県における明治二二年町村合併の地理学的研究」金沢大学教育学部紀要（人文社会）一三、一九六五年、四七―六〇頁。また一九六〇年代に集中したこの種の地理学的研究の展望については、井戸庄三「明治地方自治制の成立過程と町村合併」人文地理二二―五、一九六九年、二九―五三頁を参照。
- ② 大石嘉一郎『日本地方行政財史序説―自由民権運動と地方自治制―』御茶の水書房、一九六一年、三九―頁および三九四―三九五頁。法制史学の分野で同様の見解に立つものとして、大島美津子「地方制度（法体制確立期）」鶴飼信成他編『講座日本近代法発達史』勁章書房、一九五九年、一―七四頁。
- ③ 例えば、本多耕治「町村制施行をめぐる二、三の問題―新潟県中頸城郡西郷村の場合―」地方史研究二二―二、一九六二年、一―一七頁。井戸庄三「山口県における明治二二年行政町村の成立過程―西村陸男編『藩領の歴史地理―萩藩―』大明堂、一九六八年、一七〇―一九三頁。
- ④ 中村政則「天皇制国家と地方支配―歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』』東京大学出版会、一九八五年、三五―八四頁。
- ⑤ 石川一三夫『近代日本の名望家と自治―名譽職制度の法社会史的研究―』木鐸社、一九八七年、一五七―一六八頁。
- ⑥ 稲田陽一『地方自治とその原点』木鐸社、一九八八年、二五九―二六一頁。
- ⑦ 大石嘉一郎『近代日本の地方自治』東京大学出版会、一九九〇年、

四七一―四八頁。

⑧ 賀川隆行「地方改良運動の社会的基盤」歴史学研究四〇八、一九七四年、一八一―三二頁。

⑨ a 佐々木豊「地方自治制度確立期における行政村と地主的土地支配―福岡県浮羽郡町村是調査を事例として―」農村研究五一、一九八〇年、二四一―三四頁。b 佐々木豊「地方改良運動期における行政村と地

## 二 研究対象地域および資料

明治地方自治制は、法制度的には明治二二年公布の市制・町村制および二三年公布の府県制・郡制から構成される。兩制度は特に各級議會議員の選挙・被選挙権において重層的な關係を有しており、町村の領域を越えた土地所有の拡大や地主の経済的あるいは政治的活動を見る上でも、郡域を研究対象地域とするのが妥当であると考えられる。

また、町村制以後の行政村の領域と地主的土地所有との關係を検討する上で、土地所有關係をも含めた、町村を単位とする郡内経済構造を明らかにする資料が不可欠である。本稿はその資料として『町村是』を用いる。町村是は行政村の財政の実態についても有益な情報を提供する。地主の経済的・政治的活動については同時期の高額所得者や地方議會議員に関する各種資料を活用していく。

さて、町村是とは人口、土地所有、産業、財政等の現況分析とそれに基づく町村発展のための将来構想とからなる、町村を単位とした経済改革のための計画書である。町村是調査は明治期から大正期にかけて全国各地で行なわれ、その結果は『町村是』として刊行された。町村是の編纂は、農商務省官僚であり『興業意見』を著した前田正名を最高指導者とする地方産業振興運動として明治二〇年代にその端緒を見た。全国で最初に町村是が刊行されたのは明治二七年の福岡県浮羽郡（当時は生葉郡と竹野郡の二郡からなり一つの郡役所のもとに統轄されていた）においてであった。当時の郡長田中慶介は前

主的土地支配―福岡県浮羽郡第二回町村是調査を事例として―」農村研究五二、一九八一年、四四―五五頁。

⑩ こうした研究動向に対する数少ない批判的研究は、例えば山田正浩「学区財産の蓄積―地方行政の施行と村落の対応の一例、奈良県の事例を中心に―」史林五二―二、一九六九年、一一七―一五九頁。

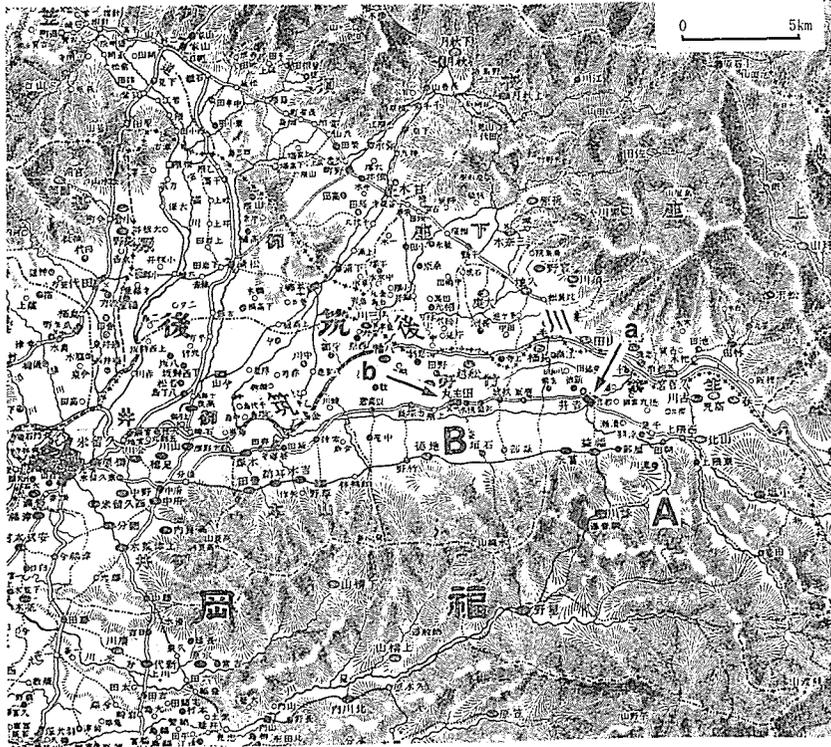


図1 浮羽郡の概観

A：旧生葉郡，a：吉井町，B：旧竹野郡，b：田主丸町

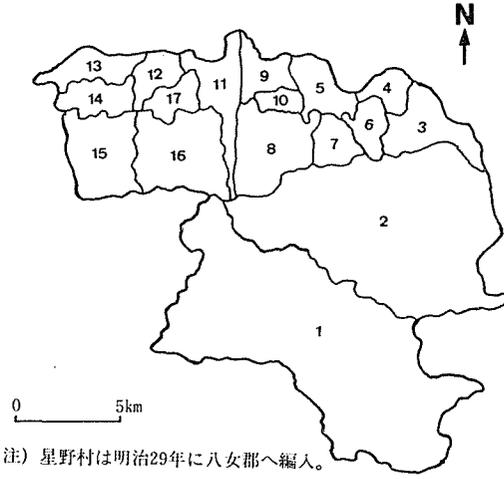
原図は輯製20万分の1地図「小倉」および「熊本」（いずれも明治22年，陸地測量部輯製）

田正名の腹心であり、田中による町村是調査の実施は前田の構想を具体的に実現するものであった。浮羽郡における町村是調査はその後明治四〇年にも地方改良運動の展開の中で再度実施された。

本稿では浮羽郡で実施されたこれら町村是調査の結果（一橋大学経済研究所日本経済統計情報センター所蔵）を利用する、町村是調査の様式や記載内容の具体的な検討は既に佐々木豊や大橋博によつてなされているが、<sup>①</sup>本稿が参照する浮羽郡内の町村是の内容について若干の説明を加えておきたい。

各町村是とも郡内で統一された様式に基づいて調査項目が記載されている。先述したように町村是は大きく現況の部と将来の部に分かれており、特に本稿が分析する現況の部の記載項目は人

- (旧生葉郡) 1. 野村 2. 姫治 3. 山春 4. 大石 5. 千年 6. 椿子 7. 浮羽 8. 福富 9. 江南 10. 吉井 町  
 (旧竹野郡) 11. 船越 12. 水分 13. 柴刈 14. 川会 15. 竹野 16. 水主 17. 田丸 町



注) 星野村は明治29年に八女郡へ編入。

図2 浮羽郡の町村

位置する町村では水田が卓越していたことがわかる。水位が低く、灌漑は小河川や溜め池、扇端からの湧水に頼る以外になく、葦や林など未開発の部分も多く、絶えず干ばつと洪水に悩まされてきた。浮羽郡では寛文四年(一六六四)今の吉井町にあたる江南地区の五人の庄屋を中心に筑後川左岸から取水する大石堰が築かれ、大石水道が完成して以来、平野の灌漑が可能になった。<sup>⑤</sup>

口、土地、生産、消費など多岐にわたり、各町村の経済の実態を詳細に伝えている。<sup>②</sup> 但し、佐々木も指摘するように、これらの調査が統一的な様式に基づいて行なわれたとはいえず、指標算出の基準や年次が各町村によってまちまちであり、統計処理や町村間の比較には慎重でなければならぬ。<sup>③</sup> 本稿でもこのことを念頭におき次章以下の考察を進めていく。個々の調査項目や指標の問題点については次章以下の考察の過程で取り上げ、検討を加えていくことにする。次に、本論に入る前に浮羽郡について地理的歴史的な概観を得ておきたい(図1・図2参照)。福岡県浮羽郡は明治二十九年に生葉郡(星野村を除く)と竹野郡が合併して成立した筑後川左岸中流域、水縄(耳納)山地の北麓に位置する郡である(以下「浮羽郡」と表記する)。筑後川中流平野は、北東部の三郡断層崖と水縄断層崖および久留米・筑紫野を結ぶ線の間に三角形の陥没をした平野である。水縄山地の断層崖は北麓の筑後川の氾濫源に向かって小扇状地をつくり、東西に続いている。<sup>④</sup> 明治二六年調査からは、筑後沿岸の沖積平野に

浮羽郡域は元和六年（二六二〇）以降、久留米藩有馬氏領となったが、筑後川の治水は久留米藩にとつて難事業であった。度重なる水害と干害は藩財政の窮乏をもたらし、久留米藩はこれを脱却するために商品作物の栽培を奨励した<sup>⑥</sup>。浮羽郡では菜種、榎、甘藷、米、小麦を原材料とする製油、製蠟、砂糖業、酒造、醬油業等が久留米藩勸業政策を背景に発展していた<sup>⑦</sup>。明治二七年に町村是調査の結果を集成した『福岡縣生葉竹野郡是』には「人口五萬八千餘人アリ人煙頗ル稠密ナリ……（筑後川）沿岸ノ地ハ地味膏腴ニシテ殊ニ米、麥、蔬菜ニ適セリ」（六丁、カッコ内は筆者）とあり、主要産業である農業については「茶、桑、藍、甘藷、西瓜、南瓜、馬鈴薯、玉蜀黍ノ類ノ如キ皆ナ生産セザルハナク殊ニ米、麥、粟其他雜穀ノ類ニ至リテハ是實ニ本郡主要ノ産物タリ製茶、製糖ノ如キ將タ養蚕業ノ如キ亦之ガ改良ヲ企圖スルニ於テハ其成績殊ニ見ルベキモノアリ」（八丁）とある。

- ① 前掲佐々木 a、b および佐々木豊「町村是調査の様式と基準」農村研究五〇、一九八〇年、九九―一二頁。大橋博『地方産業の発展と地主制』臨川書店、一九八二年、一九五―二一〇頁。
- ② 明治二六年調査の『吉井町是』現況の部は、総論、員数、反別地租、貸借金、生産額（農業部、商業部、雜商ノ部、職工ノ部、労働ノ部）、消費額（食品ノ部、雜品ノ部、肥料ノ部）、生産消費比較表、負担額、総計算、以上九項目から構成されている。
- ③ 明治二六年調査では「各町村の調査は永松茂州等の郡書記が統一的に実施していったものの、調査期間が明治二六年から二七年にわたる

ため、例えば町村総面積「総反別」あるいは地租の基準が異なるなど、町村間の単純な比較には若干の疑問が残る」（前掲佐々木 a、二六一―二七頁）。

- ④ 日本地誌研究所『日本地誌九州地方総論・福岡県』二宮書店、一九七九年、四三―三五頁。
- ⑤ 同、四三五頁。
- ⑥ 同、四三三頁。
- ⑦ 前掲佐々木 a、二八頁。

### 三 浮羽郡における土地所有の空間的展開と經濟構造

本章では浮羽郡における土地所有の空間的展開を、町村の領域を越えて拡がる所有の出入関係として捉え、その事態の把握と農村部での商品作物生産との係り、および浮羽郡の地主制の特徴について考察する。

(一) 土地所有の空間的展開と小作料収支

明治二六年の浮羽郡における町村別の土地所有出入関係は表1のように示される。郡外市町村からの郡内への入所有は三三六町(郡総面積の四・三%)であり、郡外への出所有は一三六町であるので、土地所有の出入関係は郡内でほぼ完結している<sup>①</sup>とみてよい。表1からは農村部において入所有が出所有を大きく上回り、逆に吉井町と田主丸町においては出所有が入所有を凌駕していることがわかる。しかも、出所有の規模は両町自体の面積を大きく上回っているのである。

明治二六年調査の『福岡縣統計書』によれば、浮羽郡の田畑小作地率は六一・九%であり、県内における郡市別の小作地率では最も高い部類に属する。つまり、浮羽郡は当時地主小作関係が高度に展開し、地主による土地集積が進行していたと考えられる。土地所有の出入は必ずしも寄生地主的土地所有を意味しないが、両町の地主による出所有の規模は傑出しており、彼らによる周辺農村の土地集積が進んでいたことを物語っている。

町村是はこのような土地所有の出入関係について、地目別の所有地面積に地目ごとの小作料に相当する単価を掛け合せることによって「余米」額として計上している。出所有・入所有は必ずしも小作地の所有とはいえず、出耕作・入耕作の実態が把握されなければ正確な小作料の収支は得られない。しかし、明治二六年調査では耕作の出入関係について調査さ

表1 町村別土地所有状況(明治26年) (単位:反)

町村名	総面積	入所有	同率%	差引	出所有	所有面積
星野村	10,744	1,358	12.6	9,368	7	9,393
姫治村	12,467	1,522	12.2	10,945	282	11,227
山春村	5,389	1,097	20.4	4,292	802	5,094
大石村	2,811	465	16.5	2,346	607	2,953
千年村	4,885	1,983	40.6	2,902	878	3,780
椿羽村	3,182	1,523	47.9	1,659	248	1,907
浮羽村	2,747	1,026	37.3	1,721	191	1,912
福富村	7,378	1,203	16.3	6,175	621	6,796
江南村	4,159	1,318	31.7	2,841	692	3,533
吉井町	1,332	222	16.7	1,110	9,979	11,089
船越村	6,719	2,290	33.7	4,491	353	4,844
水分村	3,828	1,173	30.6	2,655	483	3,138
柴刈村	4,656	1,128	24.2	3,528	611	4,139
川会村	4,274	1,170	27.4	3,104	1,481	4,585
竹野村	8,881	1,223	13.8	7,658	546	8,204
水繩村	9,128	1,366	15.0	7,762	196	7,958
田主丸町	2,055	309	15.0	1,749	3,203	4,949

注) 各町村は調査書より集計。「所有面積」は「総面積」から「入所有」を引き、「出所有」を加えたもの。

表2 町村別「総決算」の状況（明治26年）（単位：円）

町村名	生産消費 差額 (A)	余米代金 差額 (B)	利子差額 (C)	差額小計 (A+B) + C	税負担額 (D)	総計 (A+B) (C-D)
星野村	- 132	- 5,037	- 1,557	- 6,726	5,494	- 12,220
姫治村	- 1,119	- 6,629	- 481	- 8,229	4,637	- 12,866
山春村	7,200	- 1,831	- 223	5,146	7,938	- 2,797
大石村	5,686	2,646	- 834	7,497	5,491	2,006
千年村	6,819	- 10,819	2,768	- 1,232	9,757	- 10,989
椿子村	13,749	- 10,510	- 486	2,753	4,909	- 2,152
浮羽村	11,651	- 5,781	- 184	5,686	3,827	1,859
福富村	15,662	- 4,807	- 676	10,179	6,614	3,565
江南村	15,425	- 8,195	672	7,902	7,016	886
吉井町	- 12,204	70,889	18,591	77,276	17,224	60,052
船越村	21,192	- 18,708	- 265	2,219	8,314	- 6,095
水分村	8,964	- 6,474	230	2,720	6,006	- 3,286
柴刈村	2,183	- 4,224	888	- 1,153	6,378	- 7,531
川会村	25,108	- 322	- 396	24,390	6,113	18,277
竹野村	11,560	- 2,973	934	9,521	6,939	2,582
水縄村	5,109	- 3,418	- 236	1,455	6,879	- 5,424
田主丸町	16,350	21,370	5,975	43,695	7,874	35,821

注) A=生産額-消費額, B=他町村から納められる余米代金-他町村へ納める余米代金, C=貸金利子-借金利子。各町村は調査書より作成。

れていないので、この年次に関しては余米代金の収支だけをもとに考察を行なう。  
 では、このような土地所有の錯綜は郡内町村の経済にどのような影響を及ぼしたのであろうか。表2は明治二六年調査における各町村是の「総決算」の中の各項目を対応させて差額を算出し、余米代金の差額をさらに差し引く形で歳出入の総計を表示している。表2からわかるように、余米代金の差額は吉井・田主丸両町において著しく大きく、両町の生産消費差額、利子差額を上回っている。両町を一つの経済単位として考えるならば、余米代金は、町村是調査で把握される収支関係の中で最大規模の収入となっているのである。逆に入所有が出所有を上回る周辺農村部では余米代金の差額はマイナスを示し、そのような村では生産消費差額の黒字分が相殺されてしまう傾向にある。各町村の出所有の総面積（二一、一八〇反）に対する吉井町の出所有（九、九九九反）の割合は四七・一%、田主丸町（三、二〇三反）は一五・一%である。先述したように土地所有の出入関係は郡内ではほぼ完結しているので、両町の出所有は郡内他村への入所有と考えてよい。具体的な土地所有関係は町村是調査から把握できないが、理論的には農村部における入所有面積の六〇%程度は両町の地主によるものと言えるのである。

このような土地所有関係を通して、両町内の地主によ

表3 田出所有に対する米出耕作の割合（明治40年）

町村名	出所有 A	出耕作 B	B / A
吉井町	6,698反	91反	0.01
田主丸	2,771	137	0.05
川会村	971	241	0.25
千年会村	757	141	0.19
柴刈村	613	349	0.57
竹野村	570	59	0.10
水分村	562	265	0.47
山春村	486	12	0.25
大江石村	477	146	0.31
福南村	283	91	0.32
水富村	256	422	1.65
船繩村	173	312	1.80
樺越村	96	128	1.33
浮子村	96	214	2.23
	49	84	1.71

注) 反未満切捨。

有は八三八反から二、一〇八反へと増加しており、土地所有関係の広域的展開が認められる。また、兩年次の調査結果からは、殆どの町村において田の出所有あるいは入所有面積が増加し土地所有関係の錯綜した状態が窺われる。吉井町・田主丸両町の町是によれば、明治四〇年に吉井町の地主が町外に所有する田の九三・三％は郡内に存在し、田主丸町では同じく八九・七％が郡内に存在している。<sup>④</sup>つまり、小作米収入という点からみれば両町は依然として郡内に依存しているのである。

明治四〇年調査では耕作の出入関係についても調査されているので、出所有がどの程度まで小作地と見做しうるかを推定するために表3をあげておく。出耕作は必ずしも出所有に係る土地において行なわれるとは限らないが、表3では田の出所有と出耕作との間には一定の関係が看取される。即ち、田の出所有の大きい町村では出耕作の規模が小さく、町村外

って町外から得られる余米収入は実際の町経済においても大きな部分を占めていたと推察される。さらに、土地所有関係に付随すると考えられる貸借金利子の収支を加算すると、その規模からこれらの非生産的収益が両町経済を特徴づける重要な要素であることが理解できる。

次に、土地所有関係の推移について、小作米収支に直接係る田の所有関係を中心に検討してみたい。各年次の調査結果を集計した浮羽郡是によれば、明治二六年から四〇年の間に郡外市町村からの入所有は三、三六〇反から三、〇七〇反に若干減少しているのに対して、郡外への出所有は一、三六六反から一、五三一反へと大幅に増加している（その大部分は山林である）。このうち田の郡外への出所

に所有される土地は地主の耕作を伴わない小作地としての性格が強いといえるだろう。<sup>⑤</sup>

では、両町におけるこのような土地収益は実際の両町経済の中にどのように位置付けられるのであろうか。佐々木豊は明治二六年調査の結果について次のように説明している。吉井町を中心とした「吉井銀」と称せられる近世以来の商人・高利貸資本が、地租改正後の土地投資の有利性、地方産業の興隆と国内市場の拡大と相俟っての酒・蠟・砂糖・醬油などの製造・販売の増大により急速に膨張し、周辺農村部への土地支配をさらに進め、商人・高利貸資本の機能強化と共に地主的存在を拡大していた。<sup>⑥</sup> あるいは、明治四〇年調査によって確認できる水田の所有階層をみれば、吉井町では三町を超える（但し三町は含まない）所有階層は全戸数の二〇・三%を占めるが、その階層に所有地の九〇・五%が集中し、田主丸町では同じ所有階層（全戸数の七・七%）に所有地の七三・三%が集中している。両町では、町外での大規模な土地所有によってもたらされる小作米収益の殆どが町内の一部の階層に吸収されることがわかる。換言すれば、この種の土地収益は地主としての一部の商人・高利貸資本の手に吸収され、彼らの経済活動の資金に転化・運用されていたものと考えられる。

しかし、そうした資金の運用は必ずしも町、延ては郡経済全体の活性化につながらなかったと考えられる。<sup>⑦</sup> 浮羽郡においては、所得階層の分解と資産の偏重によって社会的不均等は拡大する傾向にあり、それは土地所有関係を介して吉井・田主丸両町と農村部との間の地域的不均等として空間的様相をも持っていたのである。<sup>⑧</sup>

## （二） 郡内の経済構造

本節では、前節で確認された町を中心とする土地集積の背景を明らかにするために、吉井町・田主丸町に卓越する商業機能を周辺農村部の農業生産と関連させて考察し、浮羽郡の経済構造を把握する。

明治二六年調査に見られる町における主要商業は表4のとおりである。周辺農村部の商品生産と係りがあると考えられ

表4 町における主要商業（明治26年）

順位	吉井町			田主丸町		
	業種	戸数	商収益	業種	戸数	商収益
第1位	銀行	2	16,190円	銀行	1	6,462円
2	呉服商業	12	5,350	醬油製造	5	4,826
3	醬油業	4	4,853	酒造	9	3,440
4	酒造業	7	4,702	穀物商	23	2,728
5	穀物商	20	4,158	呉服商	7	2,117
6	蠟商	15	3,644	荒物商	11	1,517
7	菓子商業	40	2,646	菓子製造	20	1,505
8	菓種業	2	2,400	煮売屋	19	1,387
9	質屋業	5	2,130	料理仕出	5	1,339
10	木材業	6	1,620	石灰商	3	1,044

注) 『吉井町是』17-19丁、『田主丸町是』11-14丁による。  
「料理仕出」には鳥獣肉屋を含む。

表5 吉井町における主要商品の仕入と販売（明治26年）

商業名	商品仕入数量	仕入先別比率	商品販売数量	販売先別比率
醬油営業	小麦 339石	郡内 84.0%	醬油 1,551石	郡内 21.0%
		町内 16.0		町内 12.2
	大豆 328石	郡内 23.9		郡外 67.7
	塩 570石	町内 16.5		
		郡外 59.0		
酒造業	米 2,147石	郡内 99.0	酒 3,240石	郡内 51.5
		郡外 1.0		町内 14.1
			郡外 34.4	
穀物商	米 31,484石	郡内 93.9	米 30,532石	郡内 10.7
		郡外 6.1		町内 18.0
	雑穀 2,997俵	郡内 83.0	雑穀 3,345俵	郡内 65.8
		郡外 17.0		町内 25.9
				郡外 8.3
蠟商	榎実 1,598,553斤	郡内 81.2	蠟 309,119斤	町内 4.1
		郡外 18.8		郡外 95.9
油商	菜種 2,476俵	郡内 68.5	油 326石	郡内 11.7
		郡外 21.5		町内 40.8
				郡外 47.5

注) 「郡内」は「町内」を含まない。『吉井町是』42-48丁「商品輸出入表」より作成。

るのは、醬油製造業・酒造業・穀物商・蠟商および油商であり、前四者は両町の商業活動において上位を占める業種である。一方、表5から吉井町におけるこれらの業種の原料仕入先を見れば、米・小麦・雑穀・榎実・菜種といった原料作物の郡内農村部への依存率が非常に高いことがわかる。販売先についても酒・雑穀の多くの部分が郡内農村部で消費される。同様の傾向は田主丸町にも認められ、両町の商業機能は商品作物の仕入・加工産物の販売を通して周辺農村部と密接な関

表6 生産物の商品化（明治26年）

生産物名	生産超過額	商品化率	商品化町村数
米	214,667円	35.1%	14
酒	34,445	42.3	0
小麦	29,352	46.5	14
小 菜	18,548	66.0	16
裸 麦	15,842	16.0	13
藍 茶	15,011	72.3	8
種 茶	13,182	75.6	5
種 油	7,396	68.6	4
種 麵	7,042	58.2	0
白 竹	6,788	100	3
蠶 油	5,084	23.9	0
生 糸	3,389	94.0	16
蠟 燭	2,497	53.4	0
砂 糖	2,055	24.0	4
大 豆	738	8.0	7
桑 葉	590	20.7	11
櫛 実	0	0	17

注)「生産超過額」は各産物の生産額から消費額を引いたもの。「商品化率」は生産超過額の生産額に対する比率。両指標は『生葉竹野郡誌』による。「商品化町村数」は各町村は調査書において生産超過の認められる町村の数。

蠟燭といった加工産物が、かなりの程度商品化されていることがわかる。<sup>⑩</sup> もちろん、こうした郡経済の特徴は個々の町村の経済が反映したものである。そこで郡の場合と同様の分析を行なった結果が表7である。<sup>⑪</sup> 表7から各町村ごとの作物選択に大きく二つのタイプがあることがわかる。一つは米を中心とする穀類と特用作物との組み合わせである。もう一つは特用作物のみが商品化しているタイプである。この差異は耕地率や業態の差異に起因しており、山間で耕地の少ない星野村・姫治村と商業の卓越した吉井町・田主丸町が後者のタイプに属する。

係を持っていたことがわかる。それでは郡内農村部の農業生産はどのような状況にあったのであろうか。浮羽郡を単位とした生産物の商品化と各町村における同じ生産物の商品化の状況は表6に示されている。<sup>⑨</sup> 表6において、明治二六年に生産余剰が確認され、商品化されていると見做した米以下一六品目は大きく三つのグループに分けられる。米・小麦・裸麦・大麦・大豆などの穀物・豆類、菜種・藍・茶・白竹皮・桑などの特用（工藝）作物類、および酒・種油・素麵・醬油・蠟燭・生糸などの加工産物類である。加工産物類の原料となる作物の殆どは前二者のグループに属するから、郡内で生産される穀物・豆類や特用作物の一部はこの種の加工産物の原料として実際には消費されている。消費額に計上されないこれらの消費分も郡内において商品化されていると考えてよい。また、ほとんどの町村はにおいて生産額が計上されていない酒・種油・素麵・醬油・

表7 町村別に見た生産物の商品化（明治26年）

（単位：％）

水田率	A				B					C			D			A	B
	千年村	榛子村	江南村	川会村	大石村	浮羽村	船越村	水分村	柴刈村	山春村	福富村	竹野村	星野村	姫治村	水繩村	田主丸町	吉井町
米	47.5	48.1	52.0	58.9	40.5	50.1	57.6	41.3	22.9	34.1	52.3	57.8	●	7.5	49.4	●	●
酒	×	●	●	●	●	●	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×
小麦	72.9	52.4	54.3	21.7	62.7	22.6	64.9	6.5	60.9	33.3	51.7	33.7	●	0	65.1	25.4	●
小粟	100	100	25.5	58.0	29.1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	4.9	100	—
裸麦	9.6	26.4	30.8	72.6	52.7	13.7	50.6	36.2	13.7	2.0	9.4	●	●	●	43.1	20.1	●
藍茶	●	100	●	82.8	100	100	●	63.1	98.1	—	100	—	—	—	●	●	100
種油	●	●	●	●	●	●	●	●	●	50.0	59.5	●	97.2	100	100	●	●
紫白	●	×	84.7	86.7	×	×	×	21.5	×	×	×	×	×	×	57.9	×	×
竹皮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
醬油	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
生糸	100	100	—	100	79.5	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	37.5	100
蠟燭	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—	×	×	×
砂糖	84.6	×	94.0	×	×	●	40.9	71.0	×	×	×	×	×	×	×	×	×
大豆	●	4.7	0	●	●	41.4	10.2	46.4	●	●	72.8	53.4	●	●	61.5	●	●
桑	44.0	●	—	●	35.1	33.9	67.2	35.6	0	52.0	2.6	23.6	72.8	5.7	0	25.9	●
檳榔	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
実芋	●	●	●	●	●	—	●	70.6	●	—	50.0	14.4	60.6	—	0	×	—
豌豆	0	●	13.7	11.0	0	0	2.8	6.8	●	0	0	●	0	0	19.9	●	●
豌豆小	●	●	●	●	●	●	0	●	●	46.7	0	●	9.0	0	0	●	●
大麦	0	●	—	—	0	●	5.2	53.9	—	0	●	—	●	0	0	—	0
菜類	●	●	58.9	26.7	0	●	9.1	8.1	24.6	●	0	●	1.5	●	6.2	●	●
粟	●	0	●	×	30.3	●	●	2.7	●	●	0	●	●	●	19.3	●	●
塩	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
石油	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
煙草	●	●	●	●	39.1	●	●	●	●	●	25.6	●	●	●	●	×	●
魚類	63.4	×	83.6	×	×	×	48.9	89.0	91.2	70.7	×	×	×	×	×	×	×
器具	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
機械	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
衣服	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

注）表中には消費品目を含む29品目を、郡是关于して生産超過額が多いものから順に配列した。

水田率A：70%以上，B：50～70%，C：30～50%，D：30%未満。

非商品化産物は、●：消費額超過，×：完全移入（消費のみ，自給率0%），—：該当品目の記載なし。

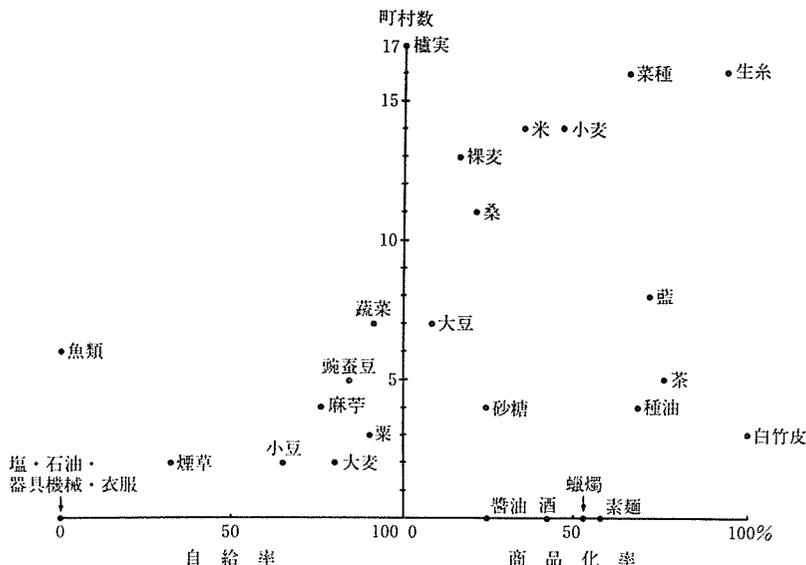


図3 浮羽郡における生産物の商品化（明治26年）

「町村数」は当該品目の生産超過が認められる（商品化率1%以上）町村の数を示している。商品化（自給）率は郡全体での値である。

これら以外の村は平野部に位置し、水田耕作および小麦の裏作を主とする。

こうした生産条件以外に、さらにどのような要因が作物選択と係っているのであろうか。図3は郡全体での生産物商品化率と町村個々の商品生産との関係を示している。図3からは図上に分布する品目を、左下方から右上方へと連なる一群と、右下方に集まる商品化率の高い一群とにグループングしうることがわかる。まず、後者の一群についてみると、白竹皮と茶は表7からいずれも山間部を中心に栽培される商品作物であることがわかる。藍と種油は郡内で局地的に生産される特産物と加工産物である。即ち、これらは特定の生産条件から郡内で専門化した局地的特産物として一括できる。

一方、一連の曲線を描く品目群は、郡外市場への商品化率が高い品目ほど郡内で普遍的に商品生産されていることを示している。生糸と菜種は郡外市場へ移出され、ほとんど郡内に流通しない。米や小麦などの穀類も町村での商品化率が郡での商品化率より相対的に高いと見られることから、町を中心とする郡内の町村で消費される

以外は郡外へ移出されるものと考えられる。<sup>15)</sup>

以下、品目の郡外商品化率が下がるにつれ、郡内の当該品目の生産超過町村から消費超過町村への郡内流通のウェイトが高まっていくものと見られる。図3において、商品化率〇%（自給率一〇〇%）前後を示すエリアに入る大豆や蔬菜類は主に郡内市場を流通し、郡内町村間の生産と消費がほぼ均衡していると考えてよからう。これよりもやや自給率の低い豌豆・蚕豆・大麦は表7から各町村内で自給される作物と見られ、これらが流通する郡内市場は形成されていないものと考えられる。さらに自給率の低い品目は郡外市場からの移入に依存することにならう。

このように見ていくと、各町村の作物選択は商品作物の郡外商品化率、換言すれば郡外市場での作物の販売価値という経済原則に大きく左右されていると言えるであろう。表7からも、米を中心とする穀類と特用作物の組み合わせをもつ水田主体の平地村では、米・小麦・菜種・裸麦・生糸（および蠶糞）という作物構成が共通して見られる。つまり浮羽郡の場合、農村部において水田耕作を阻害する条件がない限り、作物生産は顕著な商品化を指向するのである。同時に、ごく一部の自給産物を除き、消費超過産物を郡内外の市場から購入することが一般的に認められる。

以上が明治二六年に見られた浮羽郡の農村部における商品経済の実情であり、郡内外に展開する経済流通の中に深く組み込まれていたことがわかる。

### (三) 浮羽郡の経済構造と地主制

明治中期の浮羽郡における商品経済の発展は、田畑小作地率六〇%以上という高率が示すような地主制進展の基盤であったといえる。この高度に展開した浮羽郡の地主制のもう一つの特徴は、町方の地主による大規模な土地集積である。つまり同郡において、商品経済の進展による一般的な地主—小作関係という垂直的階層分解と、商人・高利貸資本の活動に伴う都市—農村間のいわば空間的な階層分解が認められる。明治中期における浮羽郡の経済構造は、このような二重の経

表8 階層別高額所得者の分布（明治31年）（単位：人）

町村名	階層							合計
	1	2	3	4	5	6	7	
姫治村			1	1	1	1	3	7
山春村			1	3	1		7	12
大千石村			1	4	1	2	3	11
椿年村			3	7	4	2	5	21
浮羽村				3	3	3	2	8
福富村				1	1		4	6
江南村				3	3	3	8	14
吉井町	2		1	2	4	2	9	18
船越町		4	9	15	7	8	11	56
水分会			1	3	1	2	4	11
柴刈村				2	2	3	14	19
川会村		1		2	1	4	4	13
竹野村	1		1			2	3	7
水縄村					1	1	2	4
田主丸町	2	2	2	9		5	10	30
合計	5	7	22	55	22	40	99	250

注) 階層区分は『福岡縣一円富豪家一覽表』における「所得金高等級表」に基づき、階層1：年間所得金額12,000～6,500円、2：6,400～4,400円、3：4,300～2,400円、4：2,300～940円、5：930～740円、6：730～540円、7：530～300円とした。

濟階層分解の複合体として把握されうる。ここでは地主の空間的分布とその経済的屬性に着目し、浮羽郡の地主制の特徴について考察する。表8から、明治三一年の年間所得金額三〇〇〇円以上の高額所得者二五〇名の分布には特定の町村、特に吉井・田主丸両町への集中が認められ、その傾向は高額所得者の上層ほど顕著である。最上位から階層別に見ていくと、第四層に高額所得者の最初の集中が見られる。第三層からこの階層にかけて高額所得者の分布が郡内全域に認められ、農村部の最上位の所得階層がここに含まれる。

そこで、上位四層までの八九名について土地所有の状況と経済的屬性を対照したのが表9である。これら八九名のほとんどは何らかの形で土地を所有し、地主的性格を有するものと考えられる。所得金額以外の屬性が特定できた者から判断すると、まず上位二層では町部の大土地所有者・高利貸資本が卓越し、彼らが寄生地主化していることが窺われる。地方銀行設立への参画・出資は寄生地主の地方金融への係りとして一般的に見られる事象であり、地方鉄道の建設やその他企業活動も確認されることから、彼らが町外に大規模な土地を所有する典型的な寄生大地主であることがわかる。

第三層・第四層においては、上位二層と同様大土地

40	姫 治	19			林業	銀行B	
41	福 富	19		133.2	地主		
42	吉 井	19	15.0		製蠟 貸金	銀行B	
43	吉 井	19	13.8		地主 酒造 製蠟 水車 貸金	銀行B	
44	田主丸	19			酒造	銀行C C C ? 運輸C 精米C	
45	大 石	18			酒造	銀行A	
46	千 年	18	20.5		地主 製蠟 貸金	銀行B B 製粉A 肥料B 煙草	
50	吉 井	17			林業		
*51	吉 井	17			酒造	銀行B	
*52	柴 刈	17			農業?	銀行B	
*54	椿 子	16			林業	銀行B 鉄道B	旧庄屋
55	吉 井	16	4.7		製蠟 製油	銀行B 肥料B	
57	浮 羽	15			農業	銀行B	
58	吉 井	15	3.1		地主 煙草栽培	銀行B	
59	柴 刈	15			医師		
60	吉 井	14	16.3		地主 製蠟 貸金	銀行B B 鉄道B	
61	吉 井	14	2.0		医師		
*62	船 越	14			教師	銀行B	
65	椿 子	13				銀行B	
*67	大 石	13			酒造	銀行B 肥料C	
68	吉 井	13				銀行B	
71	吉 井	12			呉服	銀行B	
72	船 越	12			教師		
73	大 石	11			養蚕		旧庄屋
75	椿 子	11			酒造 材木商		
76	福 富	11					旧庄屋
*78	水 分	11				銀行B 肥料A 漁業	旧庄屋
79	水 分	11				肥料A	
*80	田主丸	11			酒造 度量衡販売	銀行C 運輸C 精米C	
81	田主丸	11			醤油・酢製造		
*82	田主丸	11			酒造	銀行C C ? 運輸C 肥料A 精米C	
84	田主丸	11				銀行C 鉄道B 運輸C	
85	田主丸	11			地主 白金細工	銀行A	
86	田主丸	11			酒造		
*88	船 越	9.9				銀行B	

注) 所得金額以外の属性が特定できない19名は表から除いた。点線は表8の階層区分に準ずる。

No. 横の「\*」は県会もしくは郡会議員の経歴を持つ者(後掲表14参照)。

納税額中の「>10」は千円以上であることを示す。

職業歴中の「地主」は所有地が10町以上、もしくは資料中に地主と明記されている者。「貸金」には質屋を含む。

銀行・会社役員歴中の会社名は業務内容を示しているが、肥料会社には貸金業を主とするものがある。アルファベットは、A:郡外に立地するかもしくは役員に郡外居住者を含む企業、B:郡内に立地し、役員が郡内の複数の町村に居住する企業、C:郡内に立地し、立地する町村に役員が全て居住する企業。複数のアルファベットは複数の企業の役員を歴任したことを示す。

表9 高額所得者の経済的属性

（金額の単位：百円）

No.	町村名	所得金額		所有地(町)		地 価	納 税 額		職 業 歴 (明44まで)	銀行・会社役員歴 (明44まで, 出資を含む)	備 考
		明31	明30	明17	明20		明30	明44			
* 1	田主丸	100						>10	桑園・製糸場経営 植・茶栽培	銀行A	元士族
* 2	吉 井	87		99.6			10.6	>10	地主 貸金	銀行B B 製粉A 鉄道B	
3	吉 井	83					10.4		地主 貸金	銀行B	
4	田主丸	79				271.0			地主	銀行B C 精米C	
5	竹 野	69					10.8		地主	銀行A	
6	吉 井	64						>10	地主 茶種	銀行B 貸金C	
* 7	川 会	64						>10			
8	吉 井	63		76.4		372.8		>10	地主 林業 貸金	銀行B B 鉄道B	
9	吉 井	57						>10	地主		
*10	吉 井	54		23.2	49.9	218.0		>10	地主 酒造 林業 貸金	銀行B 貸金C 金鉱B	
11	田主丸	45				121.2			地主 肥料販売	銀行C C 運輸C 精米C	
12	田主丸	44				145.6			地主 酒造 呉服	銀行C C 鉄道B 運輸C	
13	山 春	43						>10	陸軍少佐		旧庄屋
14	江 南	41									
15	千 年	39				193.6			地主		
*16	千 年	39				116.8			地主 襦袢	銀行B B 肥料B	旧大庄屋
17	吉 井	39		20.8		124.0			地主 貸金		
18	吉 井	39		25.0	25.0				地主 酒造 製纈 貸金	銀行B B 肥料B	
*20	吉 井	37		20.2		206.0			地主 酒造	銀行B B 製粉A 鉄道B	
21	吉 井	34				160.0			地主 製纈	銀行B B 鉄道B	
*22	田主丸	33				142.8			地主	銀行A A C C 鉄道A B 精米C	
*23	竹 野	31								銀行A B 肥料A	
24	田主丸	31							酒造	銀行C C 精米C	
*25	大 石	30				156.8			地主	銀行A	
26	大 吉	28		17.2	18.9				地主 酒造 貸金		
28	吉 井	27		26.7	19.0	116.4			地主	銀行A 肥料B	旧大庄屋
*30	船 越	26								銀行A B	
31	柴 刈	25								銀行A B	旧庄屋
*32	柴 刈	25								銀行A B B 鉄道B	
33	千 年	24				109.2			地主		
34	吉 井	24		22.9	18.6				地主 酒造 貸金	銀行B	
35	吉 井	23		13.9	13.2				地主 醬油製造 貸金	銀行B	
36	吉 井	23		28.0	24.4				地主 製纈 酒造 貸金	銀行B	
*37	江 南	21								肥料B	
39	吉 井	20							酒造	肥料B	

所有者が確認されるが、町部の地主は必ずしも金融（貸金）業だけに専門化するのではなく、酒造業・製蠟業などの商業にも従事し、商業資本としての性格を有する。農村部の地主の中には旧庄屋として豪農の系譜を引く者や、酒造業等の経営者も確認される。つまり、これらの階層に属する地主は寄生地主としての性格を示しつつも、農業を中心とする地方産業との係りを有しており、浮羽郡経済の実質的担い手として位置付けることができるだろう。

このように浮羽郡の地主制の特徴は、郡という空間的レベルで見した場合、町と周辺農村部との間の経済循環を基盤に成長した町部の寄生地主が最上層を構成し、その下に農業をはじめ郡内産業全般と係る豪農や商人資本が郡内町村に広く分布し、各町村の経済を支配していく構図として理解されるであろう。

① 『生葉竹野郡是』明治二七年、十一丁。

② 『吉井町是』を例にとれば、「総決算」の項目では「歳入ノ部」に「現今ノ生産額」、「他町村ヨリ納入シ来ル余米代金」、「貸付金利子」が計上され、「歳出ノ部」には「現今ノ消費額」、「現今ノ負担額」、「他町村ニ納入スル余米代金」、「借金ノ利子」が計上される。租税負担額を示す「現今ノ負担額」を除き、歳出入の各項目は相互に対応するようになっている。

町村是での生産額は、農・工業（製造業）の場合は生産品目ごとの生産量に生産物の単価を、商業の場合は業種ごとの資本金額に資本回転数と収益率を掛けることによってそれぞれ求められる。一方消費額は、消費品目（食品・衣料住居・雑品・肥料）個々の一人あるいは一戸当りの年間消費量に総人口・総戸数を掛け総消費量を算出し、それに品目の単価を掛け合せることによって求められる。生産額・消費額の総額は各項目ごとに求められた年間生産・消費額の合計である。

また、町是には「職工」の項目があり、ここに分類される手工業者の生産額は、業種ごとの年間労働日数に一日当りの賃金を掛けること

によって求められる。労働報酬や給与は年間報酬や年間収入によって表示される。

③ 個々の町村についての数値は表示しないが、記載反別の上で田の所有が増加した町村数は一二、出所有が増加した町村は一二である（明治四〇年調査の村是が残存しない姫治村を除く）。

④ 明治四〇年調査の『吉井町是』には、他郡市町村に所有される土地について「郡内ハ近村ナル福富、江南、千年、樺子、浮羽ヲ主トシ船越山春姫治、大石コレニ次キ水分、水繩田主丸等モ小部分アリ郡外ハ朝倉郡大分縣、日田郡、熊本泉球摩郡、等ニシテ郡内外共ニ地味比較的優等ノモノ多ク」（六丁）とあり、ほぼ郡内町村の全域にわたっていたことがわかる。

⑤ 明治四〇年調査の『吉井町是』には以下のように記されている、「概子所有単別ノ小ナルモノハ地籍内ニ所有シ自作ヲ為シ大ナルモノハ其所有地籍内外ニ涉リ地籍外ハ勿論地籍内ト雖モ小作ニ附セリ」（四丁）。

⑥ 前掲佐々木a、二七―二八頁。

⑦ 明治二六年調査の結果について記した『町村是調査実践録』は次の

ように指摘する。

浮羽郡ハ県下ノ小郡ニシテ普通物産ニ富メルモ特有物産ニ乏シク又土地所有ノ豪農多キモ商工業フルハス又富者群居セルモ企業ニ投資スルモノ寡ナキ郡情タリ故ニ（中略）貧富ノ懸隔甚シク年々財産ノ偏重偏輕ヲ來シ富者ハ益々富ミ貧者ハ愈々貧ニ陥リツ、アルノ狀況ヲ呈セリ是ニ於テ町村是郡是ノ大方針ヲ左ノ如ク決定セリ

一 中産以下ニアル多数ノ農工商者ニ向テ適當ノ余業ヲ興サシムル

コト

二 上級ノ富者者ニ對シテハ資本運用利達ノ方法ヲ講スルコト

（以下略）

（神谷慶治監修『地方改良運動資料集成 第一巻』柏書房、一九八六年、四七頁）

⑧ 『町村是調査実践録』はまた以下のように指摘する。

町村是郡是ノ示ス所ニ依レハ全町村ヲ総括シタル郡全体ノ世態ハ年々餘剩（拾參萬四千貳百圓餘）ヲ生シツ、アルモ町村別ニ之ヲ見ルトキハ拾七ヶ町村ノ内二町一ヶ村ヲ除クノ外ハ皆歳出額歳入額ニ超過シテ収支不足ヲ醸セリ之ヲ直言スレハ十五ヶ村ハ二町一村ノ債務者タリ又小作者タルノ親アリ（前掲神谷、四三頁）

⑨ 本稿は郡内農村部における農産物の商品化を分析するに際して、次のような手法を用いた。『生葉竹野郡是』から確認できる生産・消費品目（非農産物も含めて）二九種類の個々について単純に生産額から消費額を差し引き、余剰があればその部分は商品化されているものと見做し、生産額に対する百分率を以て商品化率とした。

但し、商品化率をこのように算出する場合の問題点は、町村是に記載される消費が必ずしもその町村で生産するものの消費とは限らないこと（この点についての指摘は、前掲大橋、一六七頁を参照）、および加工産物の原料として消費される部分が消費量に計上されないこと

である。しかし、これらの統計上の問題点があるにせよ、商品化される作物を特定したり、商品化の程度を定性的に議論することは可能であると考えられる。

また、ここでいう「商品化」は、郡を単位として考える場合には農産物の郡外への販売を、各町村を単位とする場合には町村外への販売を意味するものとした。後者の場合は郡内の他町村で消費される場合もあり、必ずしも全てが郡外へ販売されるとは限らない。

⑩ 樞実は郡是では生産量と消費量が同数として記載されているが、全町村において商品化が確認される作物である。このことは樞実が基本的に蠟燭の原料として郡内で消費されていることを意味しているものと考えられる。

⑪ 表7には、商品化されていると考えられる品目についてのみ数値をあげ、それ以外の品目は消費の超過状態を記号で示した。生産物の品目は郡是に記載された品目に可能な限り組み替えて統一した。しかし、前掲注⑨でも触れたように、町村是における一部の加工産物の生産・消費額の記載と郡是のそれとの間に不整合が認められる。これら統計上の不整合は、町村是において加工産物の生産が商工業として分類され、生産額が生産量と単価からではなく活動資本額・資本回転率および収益率から算出されていることなどによる。但し、仮にこれらの品目を除外しても分析に支障はない。

⑫ 但し、図3の中にはいくつか除外して考慮すべき品目がプロットされている。先述した酒・素麺・醤油・蠟燭・樞実あるいは魚類は統計上の不整合のために考慮を留保したとしても、残る品目のグラフ上の分布にはグループングし得る明確な特徴が見出せる。

⑬ 但し、町村是の集計方法から、実際には加工産物の原料として郡内で消費される穀類（これには小作米も含まれる）がかなりあるものと考えられ、穀類の生産余剰分が全て穀類の形のまま郡外へ移出される

とは限らない。

また、明治二六年の田畑小作地率六一・九%に五〇%の小作料と見積ると、理論的には商品化される穀類の約三〇%は地主に接収されるものと考えられる。さらにこれらは酒や醤油に形を変え、一部は郡外に移出される。山田龍雄は浮羽郡内七村の村是を用いて小作料を控除した農産物商品化の分析を行なっている。彼の試算では小作料を控除した場合の米の商品化率の減少は、村によって異なるがほぼ一〇ポイント前後である(山田龍雄「明治二七年福岡県浮羽郡に於ける村是調査書を中心として」『農業経済研究一九一三、一九四三年、一四八—一九九頁])。

⑭ 用いた資料は、福岡縣名譽発表会『福岡縣一円富豪家一覽表』(明治

#### 四 地主的土地所有の空間的展開とその行政的意味

前章において浮羽郡における地主的土地所有の空間的展開の実態とその経済的背景について検討したが、本章では前章での検討をもとに、地主的土地所有の空間的展開が郡内町村の行政機能にいかなる影響を及ぼしたかを検討していく。

前章で触れたように、町村是調査がその目的の中心に据えたのは、土地所有の出入関係とそれに伴う小作料・地租の流入の把握であった。このように土地所有の出入関係が重視されたのは、行政村の生産基盤である土地の所有状況が行政村「総経済」を左右すると考えられたからであった。<sup>⑮</sup>そこで、浮羽郡の町村是調査による総経済の状況を改めて確認しておきたい。

表1および表2において、入所有率が二〇%を越えるような農村では生産消費差額の黒字分が他町村地主の入所有による余米代金差額の赤字(町村外への小作料支払い)で減殺されているのに対し、都市的性格が強く出所有の卓越する吉井町は生産消費差額で赤字を示しながらも、余米代金の差額で大幅な黒字を生じ、総計において多額の余剰を計上している。

治三二年)、小俣謙『浮羽郡辭書』(明治四四年)、吉井町誌編纂委員會『吉井町誌 第二卷』(昭和五四年)および商業興信所『日本全國諸会社役員録 完』(明治三五年)である。『福岡縣一円富豪家一覽表』では町村別に明治三二年の年間所得金額三〇〇円以上の高所得者数が把握できるが、それら個人の土地所有の状況や経済的屬性についてはその他三つの資料で補う。

⑮ 地方銀行と地主制との関係についての代表的な研究として、守田志郎『地主経済と地方資本』御茶の水書房、一九六三年がある。特に明治期の地方商業流通と商業資本の活動については、第二章第四節「銀行と商業圏」(二二—一四一頁)を参照。

また、生産消費差額および総計ともに赤字である星野村・姫治村・山春村は、耕地率が低く穀類の商品化が進んでいない山村である（前章第二節参照）。つまり、穀類の商品化の進んだ平地村では土地の出入関係と農業生産、延ては行政村総経済とが連動し、かつ対抗していたのである。

このような行政村総経済の状況は、そのまま個々の農家経済へと還元させて考えることが出来る。町村是調査の結果を見れば、商品経済の進展と地主小作関係の拡大によって生ずる余米代金||小作料と借金利子の支払いが農家経済を圧迫していたことは容易に推察できる。表2から推測する限り、行政村総経済が安定していると見られるのは、吉井町・田主丸町・大石村などわずかに過ぎない。つまり町村是調査の結果から判断すれば、多くの村では「歳出」にのみ計上される租税負担に耐えることが困難であったと考えられるのである。こうした事態が浮羽郡町村の行政機能にいかなる影響を及ぼしていたかを次に考察してみたい。

町村是調査では、町村財政に係る項目では町村税などの税収（農家の租税負担）面での情報しか得ることができない。そこで、浮羽郡町村の財政分析を行なうために『明治二三年福岡縣生葉竹野郡統計書』に掲載された明治二二年度町村費歳出入決算額を利用する（表10参照）。まず歳入面では、経常収入を見る上で繰越金を除いて考えると、各町村の主要な財源は町村税であり、財産収入は全く計上されていない。町村税の内でも地価割と戸別割に依存する町村がほとんどである。両税目のウェイトは町村によって異なるが、全体的に見て戸別割への依存が大きいと考えられる。地価割に多く依存する町村でも、戸別割への依存率との差は僅少である。

明治二六年の各町村の入所有率（表1参照）と対比してみると、入所有率の高い町村ほど地価割への依存率が高いように思われる。入所有率と地価割への依存率との相関分析を行なった結果、寄付金額が著しく大きい船越村と川会村を標本数から除き、入所有率として田のそれをとった場合に有意な結果（標本数一五、相関係数〇・五四八、有意水準五%）が得られた。つまり、他町村地主による田の入所有の割合が大きい町村ほど地価割への依存率が高いと考えられるが、その場合小作農

表10 町村別歳出入決算の状況（明治22年）

町村名	田入 所有率 明26	歳 入						歳 出		
		総額 (円)	地価割 率	戸別割 率	営業割 率	町村税 依存率	一戸当 戸別割	総額 (円)	投資的 経費率	一戸当 投資額
星野村	20.5%	1,882	0.2%	96.4%	1.8%	98.4%	166銭	1,882	0.8%	2銭
姫治村	20.5	666	33.2	58.6	4.6	96.4	48	666	0.3	0
山春村	25.3	546	35.0	53.1	9.5	97.6	48	546	3.3	2
大千村	22.5	357	23.9	56.9	8.5	89.3	46	346	1.6	1
椿年村	43.1	632	46.8	45.6	4.6	97.0	42	617	8.5	8
子羽村	55.6	397	43.4	43.4	10.2	97.0	39	393	1.3	1
浮羽村	42.9	274	48.9	44.7	3.4	97.0	36	235	1.8	1
福富村	34.2	469	43.7	50.1	3.0	96.8	42	449	2.3	2
江南村	35.8	882	49.5	44.8	2.6	96.9	68	820	0.5	1
吉井町	19.4	643	33.1	23.8	36.1	93.0	25	605	23.7	25
船越村	45.7	947	8.8	19.4	4.1	32.3	22	941	18.6	24
水分村	33.0	402	31.9	58.6	6.1	96.6	36	395	4.6	4
柴刈村	31.7	739	42.0	31.0	5.7	78.7	25	638	18.3	13
川会村	30.1	602	0	13.9	1.7	15.6	14	535	12.6	12
竹野村	21.5	575	50.6	43.2	3.1	96.9	34	512	12.0	11
水縄村	19.5	574	39.0	46.3	3.9	89.2	45	419	4.3	4
田主丸町	17.7	551	13.8	49.9	19.5	83.2	40	471	3.1	2

注) 町村税各税目の比率は歳入の総額から繰越金と授業料（江南村のみに計上）を除いた額に  
対する値。

に対する戸別割の賦課が限定され、町村内に多くの土地を所有する他町村地主は戸別割を納めないために、戸別割の税収そのものも限定されるであろう。

しかしながら、明治一九年に地価割に地租の七分の一までという制限が加えられて以降、町村財政の一般的傾向として、地価割よりも柔軟性のある戸別割への依存が高まっていくことが認められる。町村財産が十分に創設されていない浮羽郡においても、不要公課町村の理念とは裏腹に、税源として戸別割に依存する町村が増加していったものと考えられる。

一方歳出面において、町村財政の良好さを示す指標として投資的経費率をとると、ほとんどの町村において一〇％に満たず、当時の町村財政が如何に硬直していたかが理解できる。一戸当りの投資的経費額を一戸当りの戸別割納税額と対比してみると、一部の町村を除き、納められた税金が町村住民にほとんど還元されていないことがよくわかる。この両費目の対比において財政が比較的良好であると考えられるのは、営業割税収の大きい吉井町と土木費等事業費捻出のため繰越金や一時的な寄付金

を計上したと思われる船越村や川会村に過ぎない。しかし、経常的な財源とその運用という面から見れば、吉井町のみが比較的良好な財政を運営していると考えられ、町村制施行直後における都市―農村間の財政上の格差を看取することができる。<sup>⑤</sup>

また、表10に掲げた歳入・歳出費目間で相關分析を行なった結果、投資的経費率は戸別割比率と負の相關関係を有しており（相關係数マイナス〇・七〇七、有意水準一%）、戸別割に依存する割合の大きい町村ほど投資的経費の支出が少なく、財政が硬直していると推定される。このことは投資的事業経費の財源として町村税、特に戸別割が十分でなく、町村は他の財源（寄付金などの非経常的財源）に依存せざるをえない状況を示しているものと考えられる。つまり、町村役場の運営や兵役・戸籍・小学校維持等の今日でいう国政委任事務の遂行に戸別割を中心とする町村税収入を充当すると、経常的財源はほとんど残らなかったのである。<sup>⑥</sup>

以上の分析の結果は、明治行政村の成立以後、浮羽郡の町村が戸別割への依存と財政硬直化への過程を進む姿を浮き彫りにしている。そして多くの町村住民は、小作地比率の高い環境の中で所得に対応した戸別割の納税を、多額の小作料の支払いとともに課せられ、しかも納税の見返りが少ないという事態に耐えていかなければならなかったのである。

いずれにせよ、明治中期における町村の領域を越えた地主的土地所有の拡大は、特に村外地主による村内耕地の蚕食が顕著な農村部において、小作米の移出による農家経済の困窮化と租税負担の相対的増大、および戸別割財源の狭隘化と村財政の硬直をもたらしていたといえるであろう。これに対して、吉井町・田主丸町は商人・高利貸資本による余米収益や商業活動による営業収入などの点で農村部とは異質の経済構造を有しており、町住民の租税負担の様相も自ずと異なっていたであろう。特に町村制施行直後の吉井町は財政面で営業割収入が潤沢と見られ、投資的経費率が高いなど農村部と対照的な様相を示している。

① 佐々木豊は町村是を、行政村を範域とする物財の移入・移出、小作料・貸借・租税諸負担等の流入・流出によって行政村經濟の總体を動的に捉える社會會計の実施であるとする（前掲佐々木 a、一〇〇頁）。

② 町村財政における負担構造の変化については、特定の町村についての通時的な研究として大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村―長野原埴科郡五加村の研究―』日本經濟評論社、一九九一年がある。特に町村制施行前後の戸数割賦課についての指摘は一〇〇頁―一〇二頁を参照。

③ 『福岡縣統計書』によれば、浮羽郡内で徴収された町村税に占める戸別割の割合は明治二三年以降上昇し、二六年に七六・二%に達した後、二八年から三〇年にかけて六〇%前後の値を示す。

## 五 地主的土地所有の空間的展開とその政治的意味

第一章で触れたように、明治二一年の町村合併、二二年の町村制施行、二三年の府県制・郡制公布といった一連の政策の社會經濟的な基盤は、当時發展しつつあった地主制に求めることができる。本章では特に地理学的な視点から、地主的土地所有の空間的展開が持つ政治的様相について考察していく。

### (一) 農民層分解と参政権

明治地方自治制が想定した社會とは、經濟的に階層分解が進み、經濟力を背景とする政治的支配力を持った階層 $\parallel$ 地方名望家層が存在する社會である。<sup>①</sup> 明治政府は地方秩序の安定を図るために府県―郡市―町村の各級議會を地方名望家が優位となるように構成した。各級議會における参政権（選挙権・被選挙権）は住民の經濟力 $\parallel$ 地租・直接國稅納税額に依じて

④ ここでは歳出總額に占める土木・衛生・災害予防及警備・勸業各費の總額の割合をとった。但し、各費目の中には業務に関連する人件費などの消費的経費も含まれると考えられるが、現有資料ではそれを控除することが困難である。

⑤ 但し、吉井町の明治二八年度予算での繰越金を除いた戸別割への依存率は五〇・〇%、投資的経費率は五・三%に過ぎず、吉井町の財政が常に良好であったとは必ずしも断定できない（吉井町誌編纂委員会『吉井町誌 第三卷』吉井町、一九八一年、五七三―五八〇頁）。

⑥ こうした町村制施行以後の町方財政の一般的貧困については、大石前掲書、大石・西田前掲書のほか、藤田武夫『日本地方財政制度の成立』岩波書店、一九四一年を参照。

表11 郡市別の田畑小作地率(A)と県会議員選挙権者比率(B)との関係（明治26年）

A \ B	0~20	~25	~30	~35	~40	~45	~50	~55	~60	~65	~70%
~13%					1						
~12						1					
~11											
~10					1	2					
~9						2			1		
~8								1			
~7							1	1			
~6					1		1	2	1		
~5								1			
~4										2*	
~3											
~2											
0~1		1+	1+								

注) 1=1郡市。郡市は明治29年の郡合併時の21郡市に近似的に組み替えてある。  
 県会議員有権者比率は男子本籍人口に対する割合。  
 「\*」は生葉竹野郡。「+」は市部。  
 『福岡縣統計書』による。

与えられた。いわゆる公民権規定や制限・等級選挙制がそれである。町村から県に至る地方政治への参政権の付与は、中小地主から大地主に至る地主制の階層構成との符合を意図するものであった。

そこで、本節では農民層分解と参政権との関係を考察するために、まず県会議員選挙権者の分布について検討する。表11は、福岡県内各郡市における田畑小作地率と男子本籍人口に対する県会議員選挙権者の比率との関係を示している。府県会規則による府県会議員選挙権者は、満二〇歳以上の男子で、その郡区内に本籍を定め、その府県内において地租年額五円以上を納める者であった。同じく被選挙権者は、満二五歳以上の男子で、その府県内に本籍を定め、満三年以上居住し、その府県内において地租年額一〇円以上を納める者である。業態の異なる市部を除けば、表11から明らかなように、地主小作関係の進んだ郡ほど選挙権者・被選挙権者の割合が低い。これは、農民層分解の進んだ郡ほど相対的に有権者が少なく、政治権力が一部の地主によって寡占的に保有されていることを意味している。③

では、浮羽郡内において県会議員選挙権者はどのように分布していたのであろうか。明治二三年の『生葉竹野郡統計書』によれば、各町村における男子本籍人口に対する有権者の比率は極めて低いこ

表12 町村別県会議員選挙権者比率（明治23年）と県会・郡会議員数（明治11～44年、確認分）

（単位：人）

町村名	県 会 議 員			郡会議員	議員総数
	有権者率	議員数	在職期間		
姫治村	1.8%	0	一ヶ月	3	3
山春村	6.0	0	一	4	4
大石村	5.5	1	24	5	6
千年村	4.2	1	97	6	6(1)
椿子村	4.5	0	一	2	2
浮羽村	7.4	1	51	1	2
福富村	7.5	1	9	2	3
江南村	5.0	1	58	2	2(1)
江井町	4.6	6	306	4	9(1)
吉越村	4.4	3	181	5	7(1)
水分会	3.4	1	6	2	2(1)
柴刈村	1.9	1	55	4	4(1)
川野村	1.6	1	95	2	3
竹野村	5.2	0	一	2	2
水縄村	10.5	1	49	2	2(1)
田主丸町	3.5	3	131	5	6(2)

注) 有権者率は男子本籍人口に対する県会議員選挙権者比率。議員総数の( )内は両議会議員の経験を持つ者の数(内数)。

とがわかる(表12参照)。しかしながら、その比率は町村間でかなりばらつきがあり、明治二六年の各町村の土地の出入所有の状況(表1参照)や明治三十一年の高額所得者の町村別分布(表8参照)との明確な対応関係は認められない。つまり、県会議員選挙権は社会階層的に見て極めて限定的にしか与えられないのに対して、有権者の空間的分布は必ずしも局地的に限定されていたわけではないと考えられる。

## (二) 県・郡議員の郡内分布

前節で検討した参政権の空間的分布という視点とは別に、現実に政治権力を行使した人々(地方議会議員)の郡内分布にはどのような特徴が認められるのであろうか。

本節では、町村を越えた領域での政治的利害を代表または調整するものとして、明治四四年までに確認される県会および郡会議員経験者について検討する。<sup>④</sup>

福岡県においては明治二九年に府県制・郡制が施行された。府県制における府県会議員選挙は複選制で、各郡において郡会と郡参事会が会合し、郡長を会長として実施された。被選挙権は、府県内の市町村公民で市町村議会議員の選挙権を有し、その府県内において直接国税年額一〇円以上を納める者に与えられた。<sup>⑤</sup>一方、郡制における郡会議員は、定数の三分の二が郡内の町村会議員から、残りの三分の一が郡内において町村税の賦課を受ける所有地の地価総計一万円以上を有

する大地主の互選によって選ばれた。被選挙権者は、郡内町村公民で町村会の選挙権を有する者と、大地主の中で選挙権を有する者とされた。このように地方議会議員の選挙は基本的に復選制であり、町村会議員・郡会議員・県会議員が系列の階層的に構成されるシステムとなっていた。

府県制・郡制は明治三二年に全文改正され、府県会・郡会議員選挙における複選制と郡制における大地主議員制が廃止された。府県会議員選挙権は、府県内の市町村公民で市町村会議員の選挙権を有し、かつその府県内において直接国税年額三円以上を納める者に与えられた。被選挙権の規定に大きな改正はなかった。新郡制では、選挙権は直接国税年額三円以上、被選挙権は直接国税年額五円以上をそれぞれ納める者に与えられた。それ以外の要件については基本的に府県会の場合と同様であった。つまりこの改正によって、制限的にせよ町村住民の郡会・県会議員選挙への参加が認められ、少なくとも制度的には、地方議会議員の系列化と大地主への政治的特権の付与は排除された<sup>⑥</sup>。

では、地方議会議員の定数配分はどのようになっていたのであろうか。府県会規則・府県制ともに選挙区は郡単位であり、明治一四年までの県会議員の定数は生葉・竹野両郡合わせて三名であった。明治一四年から二二年までは生葉郡二名、竹野郡一名と規定され、明治二一年から府県制が施行される二九年までは人口の増加に伴い竹野郡の定数が一名増え、両郡二名ずつの計四名とされた。府県制・郡制の施行と共に両郡は合併して浮羽郡となったが、定数は二名に削減された。なお、県会議員は名誉職であり、任期は四年であった。

一方郡会議員については、明治三三年に公布された郡制では、各町村会において選挙する議員の数は原則的に一名とされ、残る議員は選挙権を有する大地主から互選された。浮羽郡において郡制の施行された明治二九年には、各町村会から選出された一六名と大地主から互選された五名の計二〇名の議員から郡会が構成された。明治三二年に改正された新郡制では、選挙区は原則として町村の区域によるものとされ、議員定数は一五名以上三〇名までと定められた。明治四〇年当時の浮羽郡会議員の総数は二三名であり、人口が相対的に多い吉井町・田主丸町・千年村・姫治村・山春村・船越村・柴

刈村の議員が各二名、残りの村の議員は各一名であった。郡会議員も名誉職であり、任期は大地主議員が三年、町村ごとに選出される議員は六年であった。

以上のように、制度上の参政権の社会的配分は、納税要件の改正や複選制の廃止によって、拡大される傾向にあった。空間的配分についても、地域的なばらつきが生ずる可能性はあっても、局地的に限定される要因は少なくなっていくとも考えられる。議員定数の配分という点でも、郡会の大地主議員を除けば地域的な不均衡はほとんどなかったといつてよからう。<sup>⑦</sup>

では、実際に選出された地方議会議員の町村別分布はどのようであったろうか。表12は明治一年から四四年までの出身町村別県会議員数・在職期間を示している。一見してわかるように、吉井町出身議員の数・在職期間は他の町村をはるかにしのぎ、船越村と田主丸町がこれに次いでいる。吉井町は明治三〇年頃までほぼ間断なく県会議員を輩出し、明治一五年三月から一六年三月、同二六年三月から二九年一〇月の二期間において県会で二議席を占めた。

一方、郡会議員についても町村間に差異が認められる(表12参照)。郡会議員の輩出数が四名を越える山春村・千年村・吉井村・船越村・柴刈村・田主丸町は人口が相対的に多い町村でもあり、この差異は新郡制以後の町村間の定数差によるものと思われる。しかし、郡会議員に関しては大地主議員が特定できず、在職期間も十分に明らかではないため、これ以上の解釈は困難である。

そこで視点を変えて、第三章で検討した明治三一年の高額所得者二五〇名のうち、明治四四年までに県会もしくは郡会議員に選出された経歴をもつ者について検討を行う。高額所得者のうち議員の経歴を持つ者は三一名いるが、明治三一年当時にはまだ選出されていない者も含まれている。そこで資料から明治四〇年代に選出されたと確認できる議員については区分して表示し、明治三〇年代以前の議員経験者と対比できるようにした(表13参照)。

明治三一年の所得階層だけをもとに把握できる議員経験者はおのずと限られているが、それでも吉井・田主丸両町にお

表13 明治31年階層別高額所得者の議員経歴

（◆：県会議員，▲：郡会議員，白ぬきは明治40年代の選出，——は同一人物）

階層	1	2	3	4	5	6	7	議員数	高額所得者数
町村名									
姫治村				▲	▲			0	7
山春村				▲				2	12
大石村			▲	△				2	11
千年村			▲			▲		2	21
椿子村				▲				1	8
浮羽村							◆	1	6
福富村								0	14
江南村				△				1	18
吉井町	◆	△	▲	△			◆▲	5	56
船越村			◆▲	△▲		▲		4	11
水分村				△		◆△		2	19
柴刈村			◆▲	△				2	13
川会村		◆					△	2	13
竹野村			▲					1	7
水縄村						▲		1	4
田主丸町	◆		◆▲	◇△▲		▲		5	30
議員数	2	2	7	11	1	5	3	31	—
高額所得者数	5	7	22	55	22	40	99	—	250

注）階層区分，高額所得者数は表8に準ずる。

ける議員経験者の数は農村部よりも相対的に多いと言えよう。両町への議員経験者の集中度（議員経験者総数に占める構成比）は三二・三%であり、これは両町への高額所得者の集中度三四・四%にはほぼ一致する。このように、高額所得者の町村別分布と議員経験者のそれとはおおむね対応しているように考えられるが、所得階層別に見た場合いくつかの特徴が認められる。

まず、上位階層ほど議員経験者の割合が高いと言えるが、議員経験者の数は第三層と第四層に集中していることがわかる。これらの階層は、第三章において確認されたように、豪農や商業資本的地主が郡内に普遍的に分布し、農村部の最高額所得者が含まれる階層である。つまり、郡内町村では活発な経済活動および土地・資本の集積を行なう階層が、同時に町村あるいは郡の利害を代表する議員の地位を獲得しているのである。郡会議員は本来町村代表的性格が強いが、郡を選挙区とする県会議員の場合もいくつかの町村で最高額所得者が選出されている例が

認められる。また、第三層以下の県會議員経験者は郡會議員も歴任しているのが一般的である。<sup>⑧</sup>

次に、明治四〇年代に議員経験を持つ者に目をやると、ほとんどの者が第四層に含まれ、この層の大部分を占めていることがわかる。彼らの明治三一年における経済的地位は上位四層の中では相対的に下位にあるが、第三・第四層はこれら将来的に議員活動を行う者をも含んでいるのである。

所得階層を固定的に捉えるのは必ずしも適当ではないが、以上の分析から少なくとも特定の所得階層に議員経験者が集中していることが確認された。このことは明治中期の所得上位階層がある程度固定的で、流動が少なかったことを推察させる。明治二〇年代から三〇年代にかけては日本における地主制の確立期であり、この時期の浮羽郡における経済階層分解も安定していたものと考えられる。<sup>⑩</sup>

こうした状況下で、第三章で指摘した二重の階層分解が、浮羽郡における特定の所得階層への議員経験者の集中、および吉井町・田主丸町への議員経験者の集中という形で認められ、地方議會議員の選出という点から見た政治権力の保有形態もまた社会階層的かつ空間的様相を持っていたことがわかる。

### (三) 地方議會議員の経歴

地方議會議員の議員といえども、その思想的・党派的背景を無視して議論することは適当でない。府県制・郡制における複選制の廃止や郡制廃止論は地方議會議の政党化と無関係ではなかった。<sup>⑪</sup>しかしながら、地方名望家である彼らの政治的経歴は、政治思想や政党よりもむしろ地方における経済的実権と密接に係っていたと考えるのが妥当であろう。<sup>⑫</sup>

そこで、前節で検討した所得階層の上位四階層における議員経験者二二名の議員経歴と職業的履歴との関係について考察したい。表14から確認される議員経歴の特徴は、大部分の者が二つ以上の階級の議員ないし町村長の経歴を持つことである。このことは、議員ないし町村長が基本的に名誉職であるにも係らず、その地位に就く者がいくつかの公職を歴任し、

表14 地方議会議員の経歴

No.	氏名	町村名	議員経歴(明治44まで)			その他の公職(明治44まで)	出自・家系など	
			県会	郡会	町村会			
1	林田 守隆	田主丸	○				近世富豪林田家, 旧久留米藩士 近世富豪鳥越家(地主・貸金業), 慶応元年生	
2	鳥越 貞敏	吉井	○			貴族院議員		
7	永松角三郎	川会	○		△		「家道殷盛, 門地又古し」	
10	矢野 友吉	吉井		○ □	○ △	助役		
16	米倉 長七	千年		○ □	○ △	所得税調査委員	慶応元年生 旧大庄屋田代家, 慶応2年生, 鳥越家婿入, 貞敏とは義兄弟 儒者吉瀬瑞石の子, 旧久留米藩士中島家を嗣ぐ	
20	鳥越密三郎	吉井		○ □	○			
22	中島修治郎	田主丸	○	○ □	△	旧連合町村会・学校組合各議員	旧大庄屋田代家, 大石村旧庄屋田代家を嗣ぐ	
23	野口紋四郎	竹野		○				
25	田代亀次郎	大石		○	○ △			
30	三浦愼太郎	船越	○	○				
32	木莊權之丞	柴刈	○	○				船越村怡土甚次郎と姻戚
37	本松辰次郎	江南		○				旧保長, 町村組合会・水利会・郡土木組合会各議員, 学務委員 助役, 収入役, 郵便局長
51	弥吉 勘吾	吉井		○				
52	高山重次郎	柴刈		○	○			
54	山崎 又敬	椿子		○	○			
56	河北 門太	山春		○		船越村元県会議員倉富篤堂の甥, 同倉富恒次郎(篤堂の子)の従兄弟		
62	三浦騎之助	船越	○	○ □				
67	矢野 茂七	大石		○	○	助役, 旧戸長, 旧連合町村会・町村組合会・井堰組合会各議員, 郡農会評議委員, 町村組合会学務委員, 製塩組合役員, 郷社総代	旧庄屋権藤家, 嘉永元年生, 旧庄屋田中家を嗣ぐ	
78	田中長次郎	水分		○ □				
80	今村 藤助	田主丸	○	○ □	○	県酒造組合支部長 郡農会副長, 郡苗木組合長, 県酒造組合支部長	「初め資産豊かならず」 三井郡商家, 安政3年生, 明治14年分籍し来住	
82	鹿毛久次郎	田主丸		○	○ △			
88	怡土甚次郎	船越		○				

注) ○: 議会議員, □: 郡参事会員, △: 町村長。No. は表9, 点線は表8の階層区分に準ずる。「」は『浮羽郡誌』中の記載。

専門化した地方政治家としての性格を有していることを示している。特に、殆どの者が郡会議員を歴任していることは、彼らが郡域における政治的利害に係っていたことを示している。表9を見ると、彼らの経済的活動もまた郡域を対象としていることがわかる。また、第四層に属する議員経験者には広域的な水利組合や産業組合の役員を務める者が少なくない。

出自について確認できた議員からは、彼らが豪農や豪商など幕末に既にかかなりの社会経済的地位を有する家門に生れていたことがわかる。彼らはそうした基盤(遺産)を継承・発展させ、明治中期における彼ら自身の社会経済的および政治的な基盤を築いていたのである。田主丸町の今村藤助などはむしろ例外的と言えよう。

表9から議員経験者の職業(歴)を見てみると、町出身者の場合、商業や中小マニュファクチュアへの従事が確認されるが、村出身者については銀行・会社役員以外の記載が『浮羽郡辭書』などの資料に見当たらない。所得階層的には第三層以下のこれらの議員経験者は、所有地面積について明らかではないが、農村部の寄生地主と考えられる。彼らの本来の所得源は銀行や会社からの役員報酬よりもむしろ土地収益であり、役員の地位は資本投資の結果であると考えるのが妥当であろう。

つまり、浮羽郡における議員経験者は、経済的属性から農村の商品作物生産と小作料収益とを背景とした町部の商人・高利貸資本と、主として小作料収益に依存する農村部の寄生地主に区分できるが、これら二つのグループは規模的にほぼ均衡している。出身町村の確認できた県会議員の延在職期間は、明治一一年から四四年にかけて町部四三七ヶ月(九名)に対して農村部六二五ヶ月(一二名)である。一方、明治二三年の県会議員選挙権者数は、町部一三八人に対して農村部一、〇九二人であった<sup>⑩</sup>。これは町出身議員が地元を越えた支持、即ち農村部まで拡大した支持基盤を形成した結果とも考えられる。

彼らが県会議員選挙にあつたてどのような選挙活動をし、どのような人々から支持されたかは本稿の用いた資料からは

十分明らかにしえない。ただ指摘できることは、明治期の地方議會議員選挙における選挙権・被選挙権あるいは定数の空間的配分は、制度的には人口以外の要因で偏倚が生じないように配慮されていたが、浮羽郡では選出された議員に地域的な偏り、即ち町部への集中が認められるということである。そして、その要因の一つとして、明治期の浮羽郡における地主制発展の結果として認められる二重の経済階層分解が、地方自治制の参政権規定を媒介として、政治権力の寡占的かつ局地的な保有形態として現出したことをあげることができであろう。

- ① 地方名望家については石川前掲書、あるいは山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』弘文堂、一九九〇を参照。
- ② 町村は調査が実施された明治二六年には府県制・郡制はまだ施行されておらず、明治一年に制定された府県会規則によって県議員選挙権者が決定された。
- ③ 府県会規則による参政権規定については、早田幸政の論稿がある。早田は、全国的な検討から、地租十円という納税要件は一・〇—一・五町歩以上の（中）豪農層を対象とし、地租五円は中農クラスのほかに小規模自営農民層の一部も対象としているとする。また、明治一六年以降松方デフレなど社会経済的な変動の影響によって、中農層が土地と共に選挙権も喪失し、被選挙権を持たない固有の選挙権者が激減した結果、被選挙権者と選挙人との近似性が見られるとする（早田幸政「府県会規則における参政権規定に関する一考察—明治前期の立憲化と地方自治—」法学新報九〇—一・二、一九八三年、九五—一五六頁）。
- ④ 資料は第三章で用いた『浮羽郡辞書』に加え、福岡県議会議務局『福岡県議史明治編上巻』（昭和二七年）、『同明治編下巻』（昭和二八年）および浮羽郡役所『通常浮羽郡会決議録』（明治四一年、四二年）を用いた。『浮羽郡辞書』では、明治四四年以前に県会もしくは郡會議員に選出された者がほぼ網羅的に掲載されているが、郡會議員に關しては若干の遺漏がある。この点は筆者が入手できた『通常浮羽郡会決議録』によって可能な限り補足した。
- ⑤ 参政資格における納税要件の地租から直接国税の変化は、勃興する都市商工業者への参政権の拡大を意図したものである。しかし、浮羽郡のように農村的色彩の強い地域においては依然として地租、即ち土地所有が参政資格の重要な要件であった。
- ⑥ こうした府県制・郡制改正の背景には、明治後半期における資本主義経済の発展に伴う工業の急速な成長と農業の相対的停滞という産業構造の変化と、それと対応した地方名望家層の中の寄生地主・大地主の地位の低下と産業資本家・商業資本家の地位の向上という社会構造の変化が存在した（前掲都丸、八二頁）。
- ⑦ 鈴木喜八・岡伊太郎編『日本全国商工人名録』（明治三一年）によれば、明治三一年当時の浮羽郡大地主五選人と考えられる二〇名の構成は、吉井町八名、田主丸町四名、千年村三名、大石・川会・竹野・福富・江南各村一名となっており、郡内地主の階層構成と対応した地域差が認められる（渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集成

Ⅲ 柏書房、一九八四年、三二二頁)。ちなみに、地価一万円以上に相当する所有地面積はほぼ三〇町歩以上であった(宮本憲一「明治大正期の町村合併政策」島恭彦編『町村合併と農村の変貌』有斐閣、一九五八年、一〇一頁)。

⑧ この傾向は、地方議会議員が各級議会議員の中から系列的に選出された旧府県制・郡制の頃に限らず認められる。

⑨ 日本地主制の確立期を明治二〇代とするか明治三〇代とするかの論争については、中村政則『近代日本地主制史研究』資本主義と地主制―東京大学出版会、一九七九年、三八九―四〇二頁を参照。

⑩ 『福岡縣統計書』によれば、浮羽郡の田畑小作地率は、明治一〇年代末に既に六五%を超える水準にあり、以後六〇%代で推移し、明治四〇年は六七・八%であった。

⑪ 複選制の弊害は議員の系列化によって党派の政争が各級地方議会に容易に浮及する点にあった。また、明治地方自治制における郡制の意味については前掲宮本、九四―一六〇頁を参照。

⑫ 日清戦後の地方名望家の企業的活動と政治的活動との密接な関係については、升味準之輔『日本政党史論第四卷』東京大学出版会、一九六八年、六一―二八頁を参照。また、地方議会における政党の機能と地方自治との関連については、大石嘉一郎による地方自治制成立期の福岡県の民衆運動に関する論稿がある(前掲大石『近代日本の地方自治』第二章、四九―一五頁)。

福岡県においては、明治十九年に安場保和が県令(のち県知事)に就任すると、国権主義派である安場は民権派と鋭く対立し、明治二〇

年以降は國権派と民権派との対抗関係が県内の政治的關係の基軸をなした。特に明治二五年の第二回衆議院議員総選挙で安場は民権派に激しい弾圧を加えた。当初は國権派の担い手に士族の要素が強かったのに対して、民権派の地方的担い手は農談・戸長などの地方名望家層であった(角川日本地名大辞典編纂委員会『角川日本地名大辞典40福岡県』角川書店、一九八八年、五九―六二頁)。

例えば吉井町出身の島越貞敏の場合、第三章で検討したように、土地所有による豊富な資金を背景に、浮羽郡内の多くの会社・銀行の設立と経営に参画していた。彼は明治三年(二三歳)頃より政党活動に係り、自由党の拡張に尽力したと伝えられている(浮羽郡役所『福岡県浮羽郡案内 復刻版』文献出版、一九七五年、原著は一九一五年、口絵写真説明文)。この自由党の拡張とは三年の中央政界における立憲自由党の結成に民権派の九州連合同志会が加わったことを指すものと考えられる。彼は二六年に県會議員に当選した後、三〇年と三七年には二期連続で貴族院議員に選出された。このように浮羽郡の富豪島越貞敏は政治活動も精力的に行っていたと考えられる。

⑬ 明治四〇年調査の町村是から確認される町村別の田所有規模別戸数をもとに、世帯主が何らかの形で参政権を有すると考えられる五反を越える(五反は含まない)所有戸数を見ると、町部一四九戸に対して農村部一、二八九戸である。この比率から判断すると、明治中期においては町部村農村部の有権者の比率には大きな変化がなかったものと考えられる。

六 結 論

これまでの検討から明治中期以降の福岡県浮羽郡における地主的土地所有の空間的展開には、以下のような様相が認められた。

明治二六年と四〇年に実施された町村是調査の結果から、当時の地主制の展開に伴って、郡内町村間の土地所有関係が錯綜していたことが確認され、特に吉井・田主丸両町の地主による町外土地の集積が、小作料の収支を媒介として、町村間の経済格差をもたらしていたことがわかった。

こうした地主的土地所有の町村領域を越えた拡大が、町村経済の基礎的単位となる農家経済に影響を及ぼすに留まらず、当時町村税に大きく依存していた町村財政にとっても驚異となっていた。こうした事態は、町村税中の戸数割への依存と僅少な投資的経費支出という特徴を持つ大部分の町村にとっては、依存すべき財源の縮小を意味し、行政基盤の弱体化を促すものであった。明治行政村成立直後には、営業税収入が潤沢で投資的経費支出の多い吉井町とその他の町村との間に、戸別割収入とその還元バランスに大きな格差が認められた。

このような地主的土地所有の空間的展開は、重要な行政的意味を持つばかりではなく、同時に政治的な意味を持っていた。参政権の配分は、社会階層的に見て極めて限定的であったのに対し、空間的に見た場合、制度あるいは実態いづれの面でも限定されている事実を確認できなかった。しかしながら、実際に政治権力を行使した人々（本稿では県会議員および郡会議員）の出身地の分布には一定の空間的パターンが認められた。吉井・田主丸両町への議員経験者の相対的集中は、選出の具体的プロセスは明らかにしえなかったが、選挙制度上の規定と彼らの経済的背景を明らかにすることで、本稿の中で指摘した浮羽郡における二重の階層分解と係っていたことが確認された。つまり、都市―農村間の経済階層分解は、社会階層の分解を前提とした地方制度の選挙権規定を媒介として、政治権力の寡占的保有形態にも空間的様相を付与したの

である。

以上のように、本稿で確認された郡内町村間、特に都市的領域と農村的領域との間の政治的な格差は、郡内経済の動態と相互に関連し、明治中期の地方自治の展開にも動態的な要素を加味していったものと考えられる。このような地域間格差の出現と、地方の政治・行政の実態的運営との係りを明らかにすることは依然課題として残されているが、一時期に限定されない日本近代全般を射程に入れた地方政治・行政への空間的視角からの分析の試みとして本稿を位置づけて結びとしたい。

〈付記〉 本稿の作成にあたって、一橋大学経済研究所日本経済統計情報センター、吉井町公民館、吉井町教育委員会平川祐介氏、吉井町久保田善之助氏には資料収集についてお世話になり、井戸庄三滋賀医科大学教授には分析にあたっての有意義なご教示をいただきました。ここに記して感謝致します。なお、本稿の概要については一九九一年度人文地理学会大会（関西学院大学）において発表しました。また、本稿は平成二・三年度文部省科学研究費補助金（一般研究A）「近世以前日本都市の形態・構造とその変容に関する歴史地理学的研究」（代表者：金田章裕京都大学助教授、課題番号〇二四〇一〇一七）の一部を利用した。

（京都大学文学部助手

The Spatial Development of Land Accumulation  
by Landlords, and the Local Government  
System in the Meiji Era

—The Case Study of Ukiha County, Fukuoka Prefecture—

by

YAMAZAKI Takashi

The local government system in the mid-Meiji Era legally consisted of four acts: the Act of City (*Shi-sei*) and the Act of Town and Village (*Choson-sei*) which were enforced in 1890, the Act of Prefecture (*Fuken-sei*) and the Act of County (*Gun-sei*) which were issued in 1891. Many studies on the process of the establishment of this local government system have been conducted. However in the field of geography, studies have focused instead on the amalgamation of local municipalities shortly before these acts were established. The common view of this process in the field of history of local government finance is currently being re-considered. Positivistic studies on the actual enforcement of the acts in local areas are also being made.

This paper is based on such a research trend. It explores the relationship between the spatial development of land accumulation by landlords in Ukiha County, Fukuoka Prefecture and the local government system from the late nineteenth century to the early twentieth century. Firstly the spatial development of land accumulation and the spatial characteristics of the landlordism in Ukiha County are analysed. According to the results of this analysis, it is found that the land accumulation beyond boundaries of the municipalities in Ukiha County affected their financial and administrative functions by way of the economies in the municipalities. Lastly this paper demonstrates the bias in the spatial pattern of the places where local assembly men came from in Ukiha County, as well as the relationships between their personal histories and the regional economy. Through these analyses, this paper describes the relationship between landlordism and the politico-administrative differences among municipalities under the local government system in the Meiji Era from the spatial perspective.